

## サルポグレレート塩酸塩

確認試験(2)の項を次のように改める。

### 確認試験

(2) 本品につき、赤外吸収スペクトル測定法(2.25)の塩化カリウム錠剤法により試験を行い、本品のスペクトルと本品の参照スペクトル又はサルポグレレート塩酸塩標準品のスペクトルを比較するとき、両者のスペクトルは同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。もし、これらのスペクトルに差を認めるときは、本品及びサルポグレレート塩酸塩標準品をそれぞれアセトンで加熱溶解し、結晶をろ取り、乾燥したものにつき、同様の試験を行う。